

生活習慣病療養計画書作成・署名のご協力について

生活習慣病を主病とする患者様には、きめ細やかな総合的な治療管理をする必要性が国から示され、国が指定する『生活習慣病療養計画書』を用いて管理するよう通達がありました。

生活習慣病とは、**糖尿病・高血圧症・脂質異常症**を指します。

いずれかの持病があり該当される方には『生活習慣病療養計画書』を作成いたします。作成にあたり、**初回のみ患者様のご署名が必要になります**ので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

『生活習慣病療養計画書』を作成することで、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげてまいります。

☆計画書開始時期 2024年6月1日から

☆対象になる患者様 高血圧 脂質異常症 糖尿病(自己注射実施中の方は対象外です)

☆療養計画書 4か月に一度更新が必要となります。初回のみご署名をお願いいたします。

※月々の自己負担額は190円～560円前後変わります。

岩下病院 院長